

## ※添付書類チェックシート

必要に応じて添付書類の確認をお願い致します。

- 源泉徴収票
- 公的年金等の源泉徴収票
- 生命保険料控除証明書
- 地震保険料控除証明書
- 小規模企業共済掛金払込証明書
- 社会保険料控除証明書  
※紛失した場合には社会保険事務所に連絡して再発行を受けていただくこととなりますので、必ず事前にご確認下さい。
- 配偶者・扶養親族・青色専従者のマイナンバー個人番号
- 医療費の領収証
- その他必要と思われるもの  
(国民健康保険税納税通知書・障害者控除を受ける際の障害の程度が分かる書類など・・・)

決算指導手数料は下記のとおりですのであらかじめご案内申し上げます。

【登米中央商工会運営規約第49条第3項、別表3抜粋】

区 分		手 数 料 の 額		徴収方法	
税 務 指 導	記帳機械化	前年分の青色申告特別控除前所得金額	金 額 (税 込)	月次処理及 び決算処理 の都度徴収	
		300万円以下	月3,780円		
		300万円 超	月4,860円		
	決算処理は月額1ヶ月分とする				
	決算指導	区 分			金 額 (税込)
		基本指導 (1所得)			5,940円
		複数所得は基本指導に加算する (1所得)			2,700円
消費税指導	簡易課税		2,700円		
	本則課税		3,780円		

